

「福岡市内産花き魅力向上事業業務委託」提案競技に関する質問と回答

令和7年7月7日 農林水産局農業振興・イノシン等対策担当

No.	質問事項	質問内容	回答
1	基本仕様書（案） 5 業務内容 （1）生産者と花関連事業者との交流会の実施	市内花き農家と花関連事業者との交流会は飲食を伴うイメージか。また、場所、参加人数、所要時間はどの程度を想定しているか。	飲食を伴うかどうか、場所、参加人数等も含め、花き農家と花関連事業者が活発に情報・意見交換を行うことができ、市内産花きの魅力向上につながるものとなるよう、どのような交流会とするかをご提案ください。
2	基本仕様書（案） 5 業務内容 （1）生産者と花関連事業者との交流会の実施	花関連事業者の具体的な候補の選定にあたり、福岡市として推奨する業種はあるか。	特定の業種の推奨はありません。 消費者ニーズやトレンドに敏感であり、花き農家と交流し市内産花きの魅力向上につながる交流会となるよう、どのような花関連事業者を選定するかご提案ください。
3	基本仕様書（案） 5 業務内容 （2）先進地の視察	視察費は参加者負担とする場合も想定しているか。	原則として想定しておりません。参加者負担とする場合、事前に市の承諾を得てください。
4	基本仕様書（案） 5 業務内容 （3）研修の実施	研修は2回以上とあるが、同じ生産者が継続して参加する想定か。	1回目と2回目以降の参加者が同じである必要はありません。 どの生産者を対象に、どのような内容で実施するかも含めご提案ください。
5	基本仕様書（案） 8 委託における著作権等の取り扱い （1）	著作権の取り扱いについては、契約時に協議可能か（著作権は著作者に残し、使用权、翻案権を市に留意する等）。	著作権の取り扱いについては、基本仕様書（案）「8 委託における著作権等の権利の取扱い」に記載のとおりとなります。
6	基本仕様書（案） 8 委託における著作権等の取り扱い （1）	制作物に係る著作権が福岡市に帰属し、二次利用を可能とするとのことだが、受託者が制作物を自身の実績として公開する場合の条件や制限があれば教えてほしい。	受託者が成果物を公開する場合の条件等は設けておりませんが、公開前に市の承諾を得てください。
7	基本仕様書（案） 8 委託における著作権等の取り扱い （5）	ここでの成果物とは具体的にどういったものを想定しているか。	基本仕様書（案）「7 成果物」に記載のとおりです。